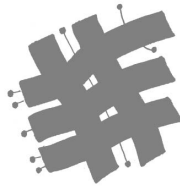


# 今日の大学政策と私立大学

蔵原清人

工学院大学・工学部

## □ 最近の大学政策



一九九八年十月にだされた大学審議会答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」にそって様々な改革が進行している。これは教育研究の質の向上、教育研究システムの柔構造化、組織運営体制の整備、多元的な評価システムの確立などを課題にしたが、その少なくない部分が学校教育法、国立学校設置法等の改正によって、この四月より施行された。国立学校設置法の改正により、運営諮問会議、評議会の新設、大学院研究科などへの教授会の設置、教授会運営の議題の制限や運営手続き、全学的見地からの

一体的な運営、教育研究の状況の公表などが規定された。学校教育法の改正により学部長の法定、大学院組織の柔軟化などが定められた。国立学校設置法の改正は、直接には国立大学だけに関係するものであるが、公立、私立の大学にもいずれ影響を及ぼすことになる。後者の学校教育法の改正は国公私のすべての大学に適用される。

また国立大学の独立行政法人化の実施が強行されようとしている。これは、行革の国家公務員定数削減を行うために国立大学に着目したという、きわめて政治的、非学術的発想によっている。これが実施されれば、国立大学は五年度の中期計画を立て主務大臣（文部科学大臣）の承認を

受け、計画終了時にもその結果を報告し主務省の評価委員会の評価を受けることになる。総務省の審議会はこの報告を受けて改廃を含めて検討することができる。また学長（法人の長も兼ねる）と監事は主務大臣の任命であり、他の役員は学長任命となる。また営利企業ではないのに企業会計を導入するという。このように独立行政法人という仕組みそのものが大学には決してなじまないトップ・ダウンの制度であり、広範な大学人の反発・批判を呼び起こしている。



くらはら・きよひと ●一九四七年、東京都生まれ ●主な著書・論文に『大学ビッグバンと教員任期制』一九九八年 青木書店 共著、『幕末維新期における「学校」の組織化』一九九六年 多賀出版 共著、『子どもの参加の権利』一九九六年 三省堂 共著、『金沢における洋学の展開と壮猶館―西洋流砲術の受容を中心―』『工学院大学共通課程研究論叢』第三七―二二〇〇年他 ●一九九八年の大学答申の批判は「競争的環境の中で大学はどうなるか―『東海私大教連新聞』第二一―号一九九九年二月二十二日で行いました。この論文では短大や教職員組合の問題もとあげました。法人を含む私立大学の組織と運営については「私立大学の改革の課題と自活をめぐって」『大学創造』第十号 近刊予定 でくわしく検討してみました。国立大学の独立法人化については「独立行政法人化で国立大学はどうなるか（国公労調査時報）二〇〇〇年五月号」を参照して下さい。私立大学の問題はまだ研究がほとんどされていません。関心のある方々の御協力によって、研究をすすめていきたいと思えます。 ●東京私大教連の設立による東京高等教育研究所の事務局長をつとめる。

昨年十二月には中央教育審議会から、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」が答申された。これは戦後教育の総括を行い、今日の時点にたつて初等中等教育と高等教育のそれぞれの役割を見直した上で、相互の接続と連携、入学者選抜などの改善を提言するというものである。しかしそれはこれまでの文部省の政策を是認し、初等中等教育の問題や困難を放置しつつ、大学で受け入れる者に対しては大学側で「大学教育への円滑な導入を図る」よう要求している。

さらに今年一月に入つて小渕首相の委嘱による「二一世紀日本の構想」懇談会は「日本のフロンティアは日本の中にある」という報告書をまとめた。これは英語を第二公用語とするという驚くべき提言をしたことで有名になったが、それだけでなく様々な部分で教育について取り上げている。小渕首相はこの懇談会に続いて、三月に同じく私的諮問機関として、教育基本法改正を視野に入れた教育改革国民会議を発足させた。小渕氏の急病により森首相が登場したが、これらの政策をうけつぐことを表明している。

以上と前後するが、大学審議会に対して昨年十一月に新しい諮問「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」がされた。大学審議会はこれに対して、基本

問題検討部会を設けるほか、大学入試に関する専門委員会と短期大学及び高等専門学校の内方に関するワーキンググループを設けて審議を進めることとしたという。

こうした一連の政策動向を見ると、当面している国際化という日本経済の直面する危機を乗り越えるために、大学を徹底して活用しようとしている。それはあからさまなスクラップ・アンド・ビルドであり、大学の使い捨て政策である。とりあえずの経済危機を乗り越えることが唯一の目標となっており、その後の大学がどうなるかについての考慮はないといわなければならない。いわば経済政策への大学政策の統合・従属であり、行革の省庁再編で予定されている文部科学省構想はその制度的表現である。さらに教育政策としては、こうした方針を支持し推進することのできる人材育成政策とセットになっている。その国策自体は文部省の発案ではなく、政府・財界全体の意志として追求されているものである。

こうした大学政策の当面の焦点は国立大学にある。独立行政法人化問題、管理運営体制の改変の問題などは、いずれもひとまずは国立大学を対象にしている。文部省が関われる大学は国立のみであり、そこに積極的に関わって国策から評価される成果を上げなければ予算や権限が削られる

という文部省の認識があるといふべきか。私立大学は教育の自由があり、しかも自民党などとの関係も強いので迂闊には手が出せない、というより今日の大学改革はむしろ私立大学のほうが進んでおり、国立大学は大学自治・学部自治が強力で文部省の思うようにはなかなか動かない。国立大学を文部省が思うように動かすための施策が幾重にも行われようとしているというのが今日の実状である。

私立大学に対しては、設置認可や各種の許認可、特別助成などの財政誘導、受験産業やマスコミなどによる社会的評価ないし評判などが強力なガイドラインとして存在している。しかしある意味では放置されている。勝手にやればいいということである。その結果、どのような評価を得、受験生が集まるか、卒業生がどこに就職できるかといった「結果」がもたらされる。それによって大学が存続できるかどうかが決まってくる。すなわち私学の教育の自由は、いまや「存廃の自由」であるということすらできる。こうした中で、少なくとも私立大学は文部省のいう改革に後れをとらずに実現することが予算の配分に与る方策だとの認識もあり、改革競争に走っている。

## □□ 日本の高等教育と私立大学

日本において、制度上、私立の大学が認められるようになったのは一九一八（大正七）年であったが、厳しい制限があり、一九四三（昭和十八）年においても二十八大学にとどまった。大学総数は四十九であったから五七％強を占め、学生数では五〇％を占めていた。このほかに専門学校で一定の要件を備えるものは大学と称してよいとされていた。

戦後、教育改革の一環として教育の自由が認められ、私立学校の設立についての規制が大幅に緩和された。今日では私立大学は大学数、学生数ともにその七三％を、私立短大は大学数の八六％、学生数の九二％を占めている。（表1）

文部省の予算は一九九九年で五兆八千七百億円余であるが、その過半は義務教育費等国庫負担金などが占め、高等教育の割合はそれほど高くない。国立学校特別会計へ繰入が一兆五千五百三十七億円、これに対し私立大学等経常費助成金は三千七億円、そのほか私立大学対象の予算が二

表1 大学数・学生数（1999年）

		国立	公立	私立	合計
学校数	大 学	99	66	457	622 (校)
	短期大学	23	59	503	585
学生数	大 学	621	101	1,979	2,701 (千人)
	短期大学	9	22	347	378

※『平成11年度我が国の文教施策』より作成（以下同じ）

百三十億円程度ある。国公私の高等教育に関わるものとしては、科学研究費補助金一千三百十四億円、育英奨学事業費一千百七十二億円がある。

私立大学の国庫負担の割合は前二者だけで考えても国立大学のおよそ五分の一である。「学校の設置者は、……法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する」（学校教育法第五条）という規定があるので、このことは特におかしいとはいえないかもしれない。しかし、教育基本法では「法律に定める学校は、公の性質を持つもの」（第六条）と規定しており、公費（国費）を支出することは当然認められるべきである。まして実態としても、戦後の高等教育の大半を私立大学が担ってきたのである。

しかし国はあくまでも国立大学を中心に考え、私立大学はその補完として位置づけてきた。たとえば一九六〇年代の高度成長期の科学技術者の大量養成や先の「第二次ベビーブーム」に対応した臨時定員増などとはもっぱら私立大学

表2 教員数・教員一人あたり学生数（1999年）

		国立	公立	私立	合計
教 員 数	大 学	60	10	77	148 (千人)
	短期大学	1	2	15	18
教員一人あたり学生数	大 学	10.3	10.1	25.6	18.3 (人)
	短期大学	11.0	11.0	22.5	20.8

に依存して切り抜けてきた。私立大学の側では経営上の理由で、進んでそれを引き受けてきたともいえる。いずれにせよ、こうした施策は学生と父母へ高学費を負担させながら実施されてきたのである。

この結果、教員一人あたり学生数は国立大学は一〇・三人であるのに対して、私立大学では二五・六人と二倍半になっている。短期大学の場合もほぼ同様である。(表2) 劣悪な条件は、学校建物面積についてもいえる。私立大学では学生一人あたり面積は国立大学の半分以上になっている。(表3)

私立大学に対しては教育の自由を認めるだけでなく、日本の高等教育を国公立大学とともに担っていることを正当に評価してその役割を位置づけ、大学としての充実・発展のために国として積極的な施策をとるべきであろう。

### Ⅲ 私立大学の制度的位置づけをめぐる

さらに、「法律に定める学校は、公の性質を持つもの」

表3 学校建物面積・学生一人あたり建物面積(1998年)

		国立	公立	私立	合計
学校建物面積	大 学	17,844	3,294	27,776	48,970(千㎡)
	短期大学	165	723	5,622	6,510
学生一人あたり 学校建物面積	大 学	28.7	32.6	14.0	18.1 (㎡)
	短期大学	18.9	32.2	16.2	17.2

※学生1人あたり建物面積は、98年度面積を99年度学生数で割った。

という教育基本法の条文を紹介した。ここでいう「法律に定める学校」とは、学校教育法第一条に規定する「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」をさす。学校の設置者については、第二条第一項で、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置できる」と規定している。したがって学校はこれら設置者の設置する施設ないし機関ということになる。

学校の設置者については、国に関しては文部省設置法、国立学校設置法など、地方公共団体に関しては地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律など、学校法人に関しては私立学校法によって定められている。これに対し、設置される学校は、設置者の如何に関わらず等しく学校教育法によって定められているのである。現行法では法人格を持つのは設置者であって、設置される学校ではない。国立大学の独立行政法人化構想は理論的にも実際のにも大学になじまない制度構想であるが、国立大学自体が法人格を持つという点でも現在の学校制度とは異質の制度であり大きな問題がある。

学校教育法第二条第二項によれば、私立学校とは「学校法人の設置する学校」をいう。この私立学校という呼称は

明治のはじめからのもので、明治七年の文部省布達第二二号によって、「老人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ」を私立学校とすることが決められた。また官立学校、公立学校についても定義され、この「三種別判然可相立」とされた。これらは財源による区別である。この区別は今日でも続いている。（拙稿「戦前期私立学校法制の研究」『工学院大学共通課程研究論叢』第三五一—号一九九七年参照）

一部に、日本国憲法第八九条の「公金その他の公の財産は、……公の支配に属さない……教育……の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」という条文を理由に、私学助成の「違憲性」を主張する意見がある。しかし教育基本法には国立、公立、「私立」のいずれの学校も「公の性質を持つ」ことが明確に規定されているし、私立学校もさまざまな法令及びそれに基づく行政指導に従って運営されるのであるから、明らかに「公の支配に属」しているのである。

私立学校を恩恵として特許し、ないしは政府の方針を推進するか、せいぜいそれに差し支えない範囲で許容するといった戦前の場合はともかく、戦後の状況の中でいまだに「私立学校」ということは適切ではないといふべきではない

いだろうか。

この際、私立学校の「私」は、日本語の語感としては「公の性質」とそぐわない印象を与えるので、私は私立学校という呼称を廃止すべきと考えている。高校野球でよく出場する「学法石川」のように、学校法人立でいいのではないかと考えるがどうだろうか。より本質的には、すべての学校は学校法人によって設立されることにしてよい。

#### 四 大学の「公の性質」ということ

——ユネスコ高等教育世界宣言に学ぶ——

このように私学も含めて学校は公の性質を持つのであるが、それでは大学の持つ「公の性質」は具体的にどのようなものとなるだろうか。

教育基本法では、日本国憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」（前文）として、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献」する上での教育の役割を明確に示した。学校教育法はこれを受けて、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（第五二条）としている。特に、この前段の「学術の

中心」という点は重要であると考ええる。すなわち、大学は教育研究を行うだけでなく、社会の中で「学術の中心」としての役割を果たさなければならないという、社会的使命を特に明示しているのである。

これは五十年以上も前に定められた規定であるが、今日なおその価値を失っていない。いま「なお」と書いたが、それよりも、ますます価値を高めているというべきだろう。一九九八年にだされたユネスコの「二一世紀に向けての高等教育世界宣言―展望と行動―」は、これからの高等教育の役割の国際的な理解を明確にしたものであるが、まさしく「学術の中心」としての大学の役割がその中心課題となっている。(わが国では高等教育と大学とは同義的に使われることが多いが、ユネスコの宣言での高等教育には大学に限られない広い内容を含んでいることに注意が必要である。)教育基本法と学校教育法の規定が世界的に見ても先駆的なものであることは確認されるべきである。

宣言の前文では、「教育は、人権と民主主義、持続可能な開発および平和の基本的な柱であり」、「二一世紀を目前にひかえて直面する諸問題の解決は、将来の社会の展望によって、かつ教育一般、とりわけ高等教育に課せられた使命によって決定される」、「新たな千年紀の出発において、

平和の文化の価値および理想が支配的に広まり、知的共同体がこの目的のために動員されるよう保障することが高等教育の責務である」とのべている。

これをふまえて、第一条教育と養成および研究を行う使命では、六つの役割を具体的にあげる。すなわち、a人間の諸活動のあらゆる分野の必要に応じることができる卒業生と市民を教育する、b人権と持続可能な開発、民主主義および平和の強化のための教育を行い、学習の機会を提供する、c研究を進め、社会の発展を援助する専門知識を提供する、d諸文化の理解・普及を支援する、e民主主義的な諸価値を養護し、強化する、fあらゆる段階の教育の発展と改善に貢献する、である。

これらはいわば、大学の行うべき活動領域であるが、それらの活動を行うにあたっての留意点ともいうべきものが第二条倫理的役割、自治、責任および期待される役割で示されている。これはユネスコの「高等教育教育職員に地位に関する勧告に従い、高等教育機関およびその教職員と学生」に対して要請されており、具体的には、a諸活動において倫理的、科学的、学術的に実践することで重大な役割を果たす、b倫理的、文化的、社会的諸問題に、独立して、また責任を自覚して発言する、c予測、警告、防止に焦点

をあてて、社会の諸問題を継続して分析する、d 民主主義的諸価値を擁護し普及するために知的能力と道徳的威信を發揮する、e 社会に対する責務を果たしながら学問の自治と自由を享受する、f 社会の安定のために役割を果たす、の六つの課題である。

第三条以下では、以上で見た高等教育の役割を果たすために、今日改善すべきあるいは今後実現を図る課題を具体的にあげている。

このように宣言は、高等教育は平和と民主主義、人類の福祉の向上と地球環境の持続可能な発展を目的とし、先進諸国と発展途上国が協力して前進をする課題を確認した。

このために、大学は学術や文化の創造を進め、その成果をもって教育し社会に貢献すべきであり、そのことの持つ重い責任を自覚し、責任を果たす高い倫理性を保持しなければならない。そしてこのすべてを進めるために大学・高等教育機関に自治が保障されるのである。

この宣言は各国政府代表の参加した高等教育世界会議で採択されたものであり、高等教育に関する今日の国際的な認識水準を示している。この会議には日本政府の代表も参加しているのであるが、宣言の内容を関係者に積極的に伝えようとしないうし、ましてその内容を実現しようとしてい

ない。このことは厳しく批判されなければならない。

## 【五】 二一世紀に向けての大学の課題

ユネスコの宣言でいう高等教育の課題をわが国でどのように実現して行くべきだろうか。

教員組合や市民団体、個人で作られた日本の教育改革をもとに考える会は、今年一月、「二一世紀への教育改革提案」を発表した。（同会編著『人間らしさあふれる教育をめざして』フォーラム・A発行七百円）この提案は、子ども、親、教師など国民の立場から教育改革を考えるためにまとめられたものである。

「提案」では、「Ⅲ教育改革をどうすすめるべきか」の六に高等教育問題を取りあげている。それは「すべての人にひらかれ、社会の期待にこたえる高等教育を」とし、1 すべての人々に高等教育の機会の保障を、2 高校教育をゆがめる大学入試のあり方の改革を、3 教育・研究の充実した、学生が中心にいる大学を、4 学問の自由・大学の自治をまもり、日本の大学の創造的発展を、の四つの柱に課題をまとめている。

考える会では続けて会の活動についての最終報告書を刊行する。（『21世紀への教育改革をもとに考える』フォーラ



ム・A発行三千円)これは上に紹介した「提案」の考え方や背景を解説するもので、高等教育についてはVIで権利保障、入試改革、国庫支援の拡大、学生参加、教育研究の発展、社会的貢献、大学の自治、高等教育政策の転換の八つの項目を取り上げている。

入試問題をはじめ大学問題は、大学側と高校側の間で、また大学側の中でも様々に意見が分かれる問題や共同の検討が十分されてこなかった問題が少なくない。そうした中で、短い期間で少ない参加者であったが、これまでの運動の発展とユネスコの世界宣言など国際的な到達をふまえてまとめることができた。わたしはこれらの提案と報告書のとりまとめにあたったが、十全とはいえないとしても、今後の国民の共通の要求をまとめる出発点ができたと思う。是非多くの方々のご検討をお願いしたい。

この提案と報告書は、国民の教育を受ける権利を保障する課題を中心にまとめられた。このため、現在の高等教育政策の批判や、研究・教育の発展のための方策、大学の運営に関する問題などは、基本的な考え方を示すにとどまっている。その点では大学の教職員などから見ると不十分と思われよう。これらについては今後、検討を進めなければならぬ課題として残されているが、少し私見をのべてみ

たい。

今日の政府の高等教育政策ははじめに見たとおりであるが、その特徴はいわゆる総合国策の中の中核的政策となっている点にある。総合国策とはもともと第二次大戦の総力戦体制のもとでの政策体系をいうのであるが、近年、大学改革の中で総合政策を称する学部・学科が登場している。

それは、経済、政治、法、社会、情報などあらゆる課題について総合的に検討し、実施すべき政策を検討するというものである。すなわち、今日の政策は個別の課題ごとに検討されるというものではなくなってきた点に大きな特徴がある。

政策の総合化は一般論としては否定すべきではないが、今日政府のすすめようとする総合国策は、激しい国際競争の時代に日本の経済・大企業が生き残るためにあらゆる手だてを講ずるといふものであって、大企業の競争力強化と社会・政治体制の維持・継続に焦点をあててすべての政策を総合化しようとしている。その中で、高等教育は経済競争力を強化するための技術開発と経済や政治を担う人材の養成がもっぱら期待されている。学術的な研究や研究者養成は一部の大学だけでやればよいというのが、政府や文部省の本音であろう。

こうした政策が、先に見たユネスコ宣言とは全く異質なものであることは明らかである。今日の政府の高等教育政策は、日本の国益、すなわちエゴ丸出しの政策であり、しかも受益者負担という授業料値上げの論理を貫いて国民の負担ですすめようというものである。これでは国民にも、世界にも支持されないであろう。

今後、大学の教育研究などの活動を発展させるために、次のような課題が重要であろう。

(イ) 高等教育を受ける権利を保障する立場から、国や自治体の財政的サポートを広げる。高等教育についての「適格者主義」を克服し、多くの人々が高等教育を受ける意義を明確にし、またそれに対応した教育研究をすすめる。

(ロ) 特色ある教育活動にふさわしい教育理念、目標、内容の見直しをすすめる。ユネスコ宣言に示されているような現代の課題をしっかり受け止めるとともに、学生の実態をふまえた教育を学生と教職員の協力によって実現する。新しい学問分野や課題に積極的に取り組むとともに、基礎的研究、基本的学問分野における教育研究を充実させる。

(ハ) それぞれの大学の教育研究の実績を明確にとらえ、アピールする。この上にたつて、社会の諸活動を支援し、協力・共同を広げる。社会への貢献は、産業や経済発展へ

の協力・共同だけでなく、貧困や差別、暴力など社会の様々な問題の解決、民主主義や平和の強化、教育や文化の発展への貢献など広く考え、積極的に進めるべきである。

(ニ) 教育研究での国際的な交流と共同をすすめる。学生や教員の留学だけでなく、共同の教育実施、教育のための共同の開発、互いの問題や世界の直面する問題に積極的に取り組む共同研究の推進が重要になる。こうした共同の前進のためには、われわれ自身が自分の持つ文化とは異なる他文化への理解と共感が大切である。そして国内的にも、国際的にも多文化の共存、相互理解と発展をすすめる必要がある。

#### 〔六〕 私立大学の課題

以上の課題は国公私を通して大学に等しく要求される歴史的、人類的課題である。私立大学（短期大学を含む）では大学による条件の違いが大きい、共通する課題として次のものがあげられよう。

#### (ア) 管理運営の民主化と大学の自治をすすめる

私立大学の場合、創立者ないしその一族のオーナー経営のところが少ない。理事長と学長を兼務しているだけでなく、ワンマン経営になっているところも少なくない。

また学校法人（理事会）の権限が強く大学（教授会）の教  
学権が独立していない場合もある。ボス支配や業者との癒  
着などもしばしば指摘される。

大学の自治は法人理事会に対しても認められるべきで、  
少なくとも教学に関しては教授会の自主的判断が尊重され  
るべきである。特に、カリキュラムの編成、教員の採用、  
入試の実施と可否の判定、大学予算の配分などについては  
教授会の決定に基づいて行われる必要がある。また大学事  
務職員は法人の直轄となっていることが多い。昇級・昇格  
だけでなく人員配置や業務上の指示まで理事会が直接行  
うとすれば、「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する」  
という、学校教育法第五八条の規定に抵触するのではない  
だろうか。

私立大学における自治では、学生自治会の問題もある。  
少なくとも私立大学では学生自治会が存在していないか、  
学生団体が存在しているも自治会として認められていな  
い。これは理事会が認めていない場合もあるが、教授会が  
認めない場合もある。

さらに、労働組合も認めない大学が少なくないばかりか、  
しばしば理由のない解雇や教職員・学生の権利を侵害して  
いる大学も存在している。

法人と大学の運営を民主化することは私立大学にとって  
重要な課題である。

#### (1) 教育研究の発展と地域への関わりを強化する

管理運営の問題と並んで、私立大学の大きな課題は教育  
研究の充実である。これはカリキュラムの充実のほかに、  
教員一人あたりの学生数や校舎建物面積の改善、クラスサ  
イズの縮小などの課題がある。研究の推進に関しては、研  
究費や研究室等の改善などが必要である。大学院は、国立  
大学は全てに設置されているが、私立大学では三八%の大  
学に設置されていない。大学院を置くかどうかはそれぞれ  
の大学の教育研究方針に基づく判断が尊重されるべきであ  
るが、今日の学問研究の状況を考えると、大学院を置く  
ことは一つの目標として考えていいのではなからうか。

わが国の私立大学の特徴として、その数の多さとともに、  
地域との関連が深いことがあげられよう。国立大学は大都  
市部を除いてはおおむね一大学であるのに対して、  
短大を含め私立大学は地域的にも広く分布している。それ  
ぞれの地域から見れば私立大学はアクセスしやすい大学な  
のである。自治体などの大学の誘致は、地域のシンクタン  
クとしての役割を期待してのことであろう。この意味で、  
社会的貢献の一部として、大学の存在する地域への貢献・

連携を積極的にすすめる必要があるのではないだろうか。

(ウ)教育要求を受け止め、学生の受け入れを広げる

短期大学を含む私立大学にとって当面する最大の問題は、受験生・入学生の確保の問題であろう。受験生の減少は十八歳人口の減少として説明されているが、それだけでなく不況の影響もあって、受験生が受験する大学を絞っていることが大きな要因である。かつては五校、十校と受験する者が多かったが、今は二、三校しか受験しない者が増えているのである。それだけで延受験者数は二分の一から三分の一に減少する。かつてのように数倍から十数倍の競争率（これも推薦入学者は除くなど操作された数字である）はバブルの結果であって、そうした高倍率が常態であると考えるべきではない。現在の経済状態のもとでは二、三倍程度の低倍率が続くと考えられる。

しかしもっと深刻な大学もある。受験生の減少が激しく、定員すらも集まらないところが出始めている。これについて十分に検討し対応を研究する必要がある。募集活動は十分だったかどうか、大学に対する受験生・高校・地域の側のイメージや評価がどうなっているかを確かむべきである。その大学・短大のいいところを十分周知していたかは検討すべきだろう。それとともに地域の進学動向を検討す

る必要がある。全体としては、女子の四大指向が強まっている。受験生の資格重視の傾向が強い。同じような教育内容でも、経済学部より経営学部、商学部への指向が強いなど、卒業後の進路のイメージが持ちやすい学部・学科に受験生が集まる傾向がある。通学の便や大学のある地域性などの影響もあろう。

こうした検討の上に、それぞれの大学が自分の大学の特徴を明確にアピールしていくことが重要である。私学の場合、「建学の精神」が経営や教育研究の方針に大きな影響を及ぼすが、現代の時点にたつてその内容や表現を見直すことがあってもいいのではないだろうか。新学部・学科の設置や既存学部・学科の改組・転換も検討されてよい。

短大の場合、五百あまりの私立短大が今後もすべて短大として存続すべきかどうかは検討の余地がある。短大として存続して役割を果たすものもあるが、他方、四大への転換が必要ないし適切と考えられる場合が増えていくだろう。

こういうのは、わが国の大学進学率は今後とも増加していくと考えられるからである。韓国はすでに進学率六〇％を越えているし、アメリカは一〇〇％をめざしている。各国とも高等教育への進学率を増加させようとしている。こ

れに對して大學審は二〇〇九年度に至つても五八%あまりの進学率しか想定していないが、これでは日本の經濟や社會の發展は抑えられてしまう。社會の發展・人類の進歩を考へるとき、高等教育を受けた人が増へることはますます必要である。日本の社會は強い進学要求があり、今後の經濟事情によつて左右されるとしても、八〇%程度の進学率は比較的早く實現するだろう。こうした進学要求を掘り起こし、大學に引きよせる努力を大學關係者はすすめる必要がある。

#### (二) 私大助成の増加を實現し、財政の安定をめざす

現在、私立大學の授業料は年間百万円を越へるものが珍しくなく、通学やそのほかの勉学の費用を考へると、親の負担は限界にきている。こうした負担を解消し、入学者を増やすためには学費の値下げや奨学金の枠の拡大などが必要である。これには國庫からの助成を大幅に引き上げなければならぬ。当面、授業料を國公立程度とすることができるとして助成金の増額を要求すること、将来的にはすべての大學教育を無償とすることをめざし、建物や土地についても公共財として大幅な助成を求めべきである。

國庫助成の根柢は、私立大學であつても教育の公共性をもつことにある。それは大學での勉学は學生個人の利益に

とどまらず、社會全体の利益であるということである。すでに見たようにユネスコの世界宣言はその点を明確に示している。しかし、わが國では教育投資論が広く宣伝され、それをもとに受益者の負担が主張されてゐる。これは時代遅れというばかりでなく事實に反し大學教育の意義を個人の視点からのみとらえさせようとする主張である。これでは大學に入れなかつたものは人生の落伍者であり、無能力者であるということになってしまう。これは受験競争を必要以上に激化させ、その人の関心をもつばら將來の自分の生活のことに閉じこめてしまうイデオロギーであるといふべきである。したがつて私立大學助成を進めるためには教育投資論と受益者負担主義の批判を強め、大學教育の社會的役割と大學教育を受けることの社會的意義を強調することが必要である。實際の授業などでもそれは強調され、學生の理解が深まるようにしていかなければならない。

私立學校は大幅な欠員が生ずるのでなければ、企業の場合とは違つて収入は安定している。將來の経営が困難になるのを見越してリストラをするという主張が法人側から行われているが、大學の場合は單なる減量を目標とすべきではない。合理的な合理化によつて余剰人員が生じたとすれば、その人員は大學としての機能の充實のための新たな業

務を開拓して振り向けられるべきであろう。

大学への寄付を免税とする税法改正を要求すること、共同研究・委託研究をいわゆる産学協同に限らず、社会の各方面から積極的に受け入れることなどは、社会貢献と同時に財政面からも考えられてよいのではないか。

財政の公開を進めることは、私立大学の民主的運営を進めるためにも、私大助成を拡大するためにも、不可欠である。

## 〔七〕 おわりに

江戸時代は「私学の時代」であった。今に名を残す適塾、咸宜園、松下村塾、鳴滝塾などごとく私塾であった。寺子屋はもちろん「私立」である。明治以降も、数多くの私学が作られた。夜間の授業や通信教育を始めたのも私学である。その中には政府の政策に迎合したものも少なくないが、政府の厳しい規制や圧迫が続き、経済的にも厳しい中で教育を続けてきた。戦後における私学についてはすでに見たとおりである。

わが国において国民の間に教育を普及する上で私学の果たした役割は軽視すべきではないだろう。このような私学の存在は国民の教育権の行使であり、保障であるというこ

とができるのではないだろうか。もちろんすでに見たように問題が少なくないことは事実である。二一世紀にはこうした問題を克服し、国民の教育権の発露として私学が豊かに自主的に発展できるようにめざすべきではないだろうか。私立大学に期待される役割は大きい。

※ユネスコの「二一世紀に向けての高等教育世界宣言」と「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」は、日本科  
学者会議（電話〇三―三八―二一―四七二）と東京高等  
教育研究所（電話〇三―三二〇八―八〇七二）の共訳が  
ある。ぜひ御覧いただきたい。

